

第3回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和2年9月28日

午前10時00分～午前10時32分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 現況証明願いについて

議 長 只今より第3回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、5番齋木委員さん、6番新木委員さん、宜しくお願い致します。日程2、会期の決定について、でございますが本日1日限りで宜しいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程4、会務報告局長よりお願い致します。

事 務 局 それでは第2回農業委員会総会以降の会務についてご報告を申し上げます。整理番号1番ですが、8月27日、第2回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員12名と事務局が出席しております。整理番号2番、9月8日、現地調査が仁多交流センターで開催されておりますが、第1ブロック委員さんと事務局で実施しております。整理番号3番、9月11日、現地調査が美留和地区で、第3ブロックの委員さんと事務局で実施されております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程5、報告第5号「一般社団法人北海道農業会議臨時総会出席報告について」私の方から説明致します。8月24日午後1時から、自治労会館において、北海道農業会議臨時総会が開催されました。議案といたしましては、役員の選出、新しく変わりました役員の選出ということで、釧路地方連では私が理事、常設委員ということで改めて選出となりました。よろしく願いするということで、以上簡単ではございますが報告と致します。
次日程6、報告第6号「農用地等の利用調整結果について」4番江上委員さん報告お願い致します。

江 上 委 員 4番江上です。農用地等の利用調整結果について報告いたします。調整会議を9月8日午後1時から、〇〇〇〇にて開催致します。調整委員の出席者は、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局です。出席者につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏2名の出席です。事務局より説明したあと、今まで〇〇氏、〇〇〇〇が、それぞれ使用していた土地でもあり、両者の希望金額で決定いたしました。以上簡単ではございますが、利用調整会議の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。只今委員さんの方から報告がございました。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。よろしいです。

議 長 報告第6号を報告済みといたします。次日程7、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 説明に入る前に、別紙農地法第3条調査書について削除願います。
それでは4頁をご覧ください。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものに

について議決を求める。令和2年9月28日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1番の説明いたします。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆の計3筆。公簿地目は畑及び山林。現況地目はすべて畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。申請事由についてですが、貸付人、借り受人ともに地役権設定のため。契約の種類は、地役権。金額については年額〇〇〇〇円であります。

続きまして、申請番号2番、所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目は雑種地。現況地目は畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。申請事由についてですが、貸付人、借り受人ともに地役権設定のため。契約の種類は地役権、金額については年額〇〇〇〇円であります。

農地法第3条第2項に但書として、民法第269条の2第1項の、「地上権又はこれと内容と同じくするその他の権利の設定又は移転については、その権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。」ということから今回の申請につきましては許可できる案件だと確認しております。申請地の位置図については、申請番号1,2番ともに5頁を参照願います。また、6頁に埋設部拡大図、7頁に送電線埋設部図、8頁に太陽光発電所と申請地の位置図がございますので参照願います。

以上簡単ではありますが、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議の上決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。申請番号1番2番について一括して、4番江上委員さんよろしくお願い致します。

江 上 委 員 4番江上です。申請番号1番2番について、現地調査を9月8日に塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施いたしました。本申請は、以前、太陽光発電に要する地下埋設配線をすることで、農地法第5条による一時転用許可をした農地であります。この度、この埋設部分に地役権設定を行う申請があったものです。設定する地役権は地下部分であり、農地としての利用は従来通りであり、耕作にも影響がないことから問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第9号、申請番号1番2番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定させていただきます。次日程8、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願い致します。

事 務 局 それでは総会資料9頁をお開き願います。議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について、

議決を求める。令和2年9月28日提出。弟子屈町農業委員会会長。

権利設定は全部利用権設定の賃貸借設定及び使用貸借設定となっております。3件全て新規となっております。

整理番号1番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目原野、現況地目畑。面積は、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。期間は、令和2年9月28日から令和5年12月31日までの約3年3か月間。図面につきましては、10頁をご参照願います。

整理番号2番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。期間は、令和2年9月28日から令和5年12月31日までの約3年3か月間。整理番号2番の図面につきましても、10頁をご参照願います。

整理番号3番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃、使用貸借。期間は、令和2年9月28日から令和3年3月31日までの約6か月間。図面につきましては、11頁をご参照願います。

最終頁に別紙の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書を表示しております。いずれも各項目に該当しておりますのでご覧ください。以上、議案第10号の説明とさせていただきます、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。整理番号1番2番について、7番鈴木委員さんよろしくお願い致します。

鈴木委員 7番鈴木です。整理番号1番2番につきまして、現地調査を9月8日に塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。本申請地は、今まで〇〇〇〇氏が利用していた農地であり、この度、新たに〇〇〇〇氏が利用するものであります。農地については管理されており、〇〇氏においても健全な営農を行っていることから問題なしと判断しております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。整理番号3番について、2番元山委員さんよろしくお願い致します。

元山委員 2番元山です。整理番号3番につきまして、現地調査を9月8日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。本申請は、新たに〇〇〇〇氏が利用するものであります。この農地については、平たんて使いやすく、肥培管理もされており問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。整理番号1番2番3番について何かご質問ございますか。はい、1番吉田委員さん。

吉田委員 1番吉田です。整理番号3番の契約期間の6か月間というには、作物を収穫するといった使い方ではないような感じがするんですが。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。よろしいでしょうか。

吉 田 委 員 分かりました。

議 長 それでは整理番号 1 番 2 番 3 番についてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで議案第 10 号を決定致します。次日程 9、議案第 11 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 12 頁をお開き願います。議案第 11 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった下記の現況証明願いについて議決を求める令和 2 年 9 月 28 日提出
弟子屈町農業委員会会長
申請番号 1 番の説明をいたします。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公募地目は牧場。面積は、〇〇〇〇㎡であります。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地であります。所有者及び願い出人はともに、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。図面については、13 頁に掲載しております。以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。9 番渡邊委員さん、よろしくお願い致します。

渡 邊 委 員 9 番 渡邊です。申請番号 1 番につきまして、現地調査を 9 月 11 日に齋木委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。上西委員は所用につき欠席しております。本申請の土地は、野地で原野状態であり、農地として利用することが困難な状況であるため問題なしと判断しております。
以上簡単ではありますが、現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 11 号を決定させていただきます。次日程 10、協議 1「令和 2 年度農地パトロール利用状況調査の実施について」事務局説明をお願い致します。

事務局 別紙（協議 1）と書かれてあります、「令和 2 年度農地パトロール利用状況調査の実施について」説明いたします。農地パトロール利用状況調査というのが、農地法 30 条において、年に 1 回農地の全地をパトロールするということで義務付けられております。当農業委員会は 10 月第一週若しくは第二週で例年行っております。趣旨等につきましては、農地がきちんと転用され、完了して使用されているか、もしくは遊休農地があるか無いかの判断をする。ということとなっております。農業委員さんと協議がある所を重点的に見ていこうと考えております。期間は 10 月 12 日から 15 日間の 4 日間で、車の関係上 4 日間の期間を取らせて頂きました。3 ブロックで協議をお願い致します。

議長 各ブロックで話し合い決めて頂きます。休憩致します。

（休憩）

議長 再開致します。第 1 ブロックが 12 日、第 2 ブロックが 13 日、第 3 ブロックが 15 日ということで、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 はい、それでは協議 1 を決定させていただきます。日程 1 から 10 まで終わりましたので、休憩とします。

（休憩）

議長 それでは再開致します。本日日程 1 から日程 10 まで全て決定いたしました。これにて第 3 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。お疲れ様でした。

午前 10 時 32 分

以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 齋 木 弥

議事録署名委員 新 木 栄